

令和2年度第1回東京都入札監視委員会

- 日時：令和3年3月17日（水）から同月29日（月）まで（予定）
- 審議方法：電子メールの送受による審議

○ 議題

1 報告案件

- (1) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果
（定例審議案件）について
- (2) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果
（定例審議案件、談合情報処理審査案件）について
- (3) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果について

令和2年度第1回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者及び定足数の確認 令和2年度第1回東京都入札監視委員会参加者	(資料1)
2 報告案件	
(1) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 (定例審議案件) について	(議案1)
・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について	(別紙1-1)
・ 審議概要	(別紙1-2)
(2) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 (定例審議案件、談合情報処理審査案件) について	(議案2)
・ 定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について	(別紙2-1)
・ 審議概要	(別紙2-2)
(3) 令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果について	(議案3)
・ 審議概要	(別紙3-1)

令和2年度第1回東京都入札監視委員会参加者

委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	日本大学総合科学研究所客員教授	有川博
委員	(元)会計検査院官房審議官	飯塚正史
委員	東京都市大学工学部建築学科教授	小見康夫
委員	公認会計士	片桐春美
委員	弁護士	木下潮音
委員	東京家政学院大学現代生活学部 生活デザイン学科教授	小池孝子
委員	東北公益文科大学准教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美
委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科 国際協力学専攻教授	堀田昌英
委員	弁護士	森岡誠
委員	弁護士	若林美奈子

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和3年3月17日（水）～	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙1-1のとおり （2）審議概要について 別紙1-2のとおり		

令和2年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2) 審議対象事案 令和元年度の4月1日から6月30日及び10月1日から12月31日までに契約した工事案件
 (3) 事案抽出方針 令和元年度第2回東京都入札監視委員会において決定されたとおり
 ア 高額・高落札率事案
 イ 1者入札事案
 ウ 低入札価格調査事案
 エ 同一事業者による長期継続受注事案
 オ 社会的注目事案

2 定例審議対象事案

上記1により、次の6事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	高額・高落札	水道局	水道局	31-00002	一般競争入札	土木工事	一般土木工事	村山上貯水池堤体強化工事	令和元年6月28日	令和5年8月7日	事後公表	2,984,580	2,739,570	2,916,000	3,007,686	97.70	2	2	2	鹿島・日本国土建設共同企業体			
2	高額・高落札1者入札	下水道局	下水道局	31-03142	一般競争入札	設備工事	電気工事	令和元・2年度光ファイバー通信情報管理設備工事	令和元年11月11日	令和3年3月3日	事後公表	1,303,742	1,199,442	1,303,500	-	99.98	2	2	1	株式会社日立製作所			
3	1者入札	都市整備局	都市整備局	30-01026	特命随意契約	土木工事	道路舗装工事	舗装工事及び街路築造工事(31六町-21)	令和元年4月1日	令和元年9月27日	事後公表	62,947	-	62,942	105,383	99.99		1	1	有限会社丸和建設工業			
4	高額・高落札1者入札長期受注	交通局	交通局	30-18011	希望制指名競争入札	建築工事	鉄鋼加工	バス停留所上屋新設等単価請負工事	令和元年4月1日	令和2年3月31日	非公表	-	-	334,421	339,957	-	1	1	1	ヤハギ工業株式会社			
5	1者入札	警視庁	警視庁	31-00381	希望制指名競争入札	設備工事	陸上信号機	交通信号機 移設 工事	令和元年11月13日	令和2年2月20日	事前公表	2,558	2,194	2,558	2,744	100.00	2	10	1	常盤電業株式会社			
6	1者入札長期受注	総務局	総務局	31-01725	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	阿古復旧治山工事	令和元年6月21日	令和元年10月28日	事前公表	45,180	39,999	44,766	45,602	99.08	3	5	1	株式会社佐久間工務店			

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和2年11月20日(金) 都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4		
委員	弁護士 東京都市大学工学部建築学科教授 弁護士 弁護士	若林 美奈子(部会長) 小見 康夫 木下 潮音 森岡 誠 計4名(敬称略)	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年6月30日	令和元年10月1日～令和元年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)	
一般競争	2件		
指名競争	3件		
随意契約	1件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	<議案1>(高額・高落札率事案) 村山上貯水池堤体強化工事[一般競争入札]		
	Q 4回の契約変更があり、その結果、予定価格を上回る価格まで変更がなされているが、どのような経緯があったのか。	A 1回目は労務単価の変更に伴うもの、2回目は消費税の税率変更に伴うものである。 3回目は、道路管理者及び交通管理者と現地で協議した結果、新たに仮設の横断歩道を設置するという追加の安全対策工事をおこなったものである。 4回目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ため、工事の一時中止をおこなったものである。	
	Q 道路管理者・交通管理者とは、事前に安全対策について協議をしていなかったのか。契約後、工事の施行中に変更することになったのはなぜか。	A 設計段階でも十分協議をおこなってきたが、事前協議は図面上のものが主であり、実際に施工段階で確認していく中で、視界不良の箇所が明らかになるなど、変更が必要となった。	
	Q 1番札の事業者が低入調査に該当し、調査票等の提出がなかったため落札者としなかったが、調査票等の提出がなされなかった理由はなにか。	A 調査表の提出は事業者の判断によるものだが、低入調査にあたっては、事業者は積算の内訳書や根拠資料を短時間で用意し、提出する必要があるため、受発注者とも、ある程度の負担がある制度となっており、そのことも一因として考えられる。	

	<p><議案2> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 令和元・2年度光ファイバー通信情報管理設備工事[一般競争入札]</p>	
	<p>Q 辞退者の辞退理由及び入札回数が4回で高落札だったことを考慮すると、発注者側の見積もりが過小だった、あるいは施工困難等の理由があったのではないか。</p>	<p>A 積算は、下水道局の基準に沿って適正に行っている。また、機器の部分などはメーカー5者から見積もりを徴取し、現状に合うよう努めている。</p>
	<p>Q 本件は光ファイバー敷設だけでなく、システムへの接続にコストがかかると推察される。今後、この障壁を取り除くための方策は検討されているのか。</p>	<p>A 光ファイバーシステムは、24時間365日止められない基盤である。本件を熟知している受託者に優位性はあるが、複数の会社に対応できる機器仕様で発注を行い、常に努力を続けている。</p>
	<p>Q 長期にわたって同じ事業者が受注する状況が続いており、これまでの努力は功を奏していないが、今後どのように取り組んでいく予定か。</p>	<p>A 実績者が作業を効率的に実施できるという優位性はあるが、発注にあたっては最小限の条件で、他の事業者も参加できる環境づくりに努めている。</p>
	<p>意見 個別の契約案件ではなく、契約全体をみたら、最初の受託者が以後の保守や改善などの受託を続けているという事例は多いと思われる。そのため、都全体の取組として、システムなどの導入時には、当初の導入の段階から今後のことも考慮することが良いと考える。</p>	
	<p><議案3> (1者入札事案) 舗装工事及び街路築造工事 (31六町-21) [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 短い工期に間に合わせる必要があるという特命理由であるが、実際は工事期間が長いうえに、契約変更が行われており、特命理由と工事の経過が合っていないようだが、どのような理由か。</p>	<p>A 本件は区画整理事業であり、住民への引き渡し期限を平成31年春としていた。工事の準備や企業者調整の期間を考慮すると、もともと現場を熟知している事業者の特命で契約する必要があったものである。</p>

	<p>Q 契約変更について住民が予定どおりに必要な手続きをしなかったためであるとのことだが、その理由は何か。また今後同様の案件が出た場合に、どのような対策をとるか。</p>	<p>A 住民の方が宅地内排水の接続箇所等の検討に時間を要したことが要因として挙げられる。 本件は、想定以上に時間を要してしまったので、今後は、住民への問い合わせや催促など、十分なコミュニケーションをとりながら事業を進めていく。</p>
	<p>Q 当初工事の契約金額は、出来高に応じて金額が下がっているのか。前回工事と今回工事の契約金額についてご説明いただきたい。</p>	<p>A 執行せずに今回改めて発注した6,000万円の工事費の減額に加え、中止にかかる経費分の増額を合わせたものである。</p>
	<p><議案4> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) バス停留所上屋新設等単価請負工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 技術的に難しい工事と思われませんが、希望が1者の理由は何か。</p>	<p>A 上屋の製造設置で簡単な工事に見えるが、住民との交渉、道路占用許可、建築審査会等の手続など、非常に負担が多い工事であり、敬遠されている可能性がある。</p>
	<p>Q 鉄鋼加工の業種で発注しているが、煩雑な手続き部分をコンサルに下請に出したり、営業種目を広げたりするなど、対応はできないのか。</p>	<p>A コンサルを入れるとすると、コンサル部分のみの別発注になるが、コストの問題を考える必要がある。また、都では、専門業者の受注機会の確保を考慮しており、本件については鉄鋼加工の専門業種での発注が妥当と考える</p>
	<p>Q 本件は、事実上1者しか希望しない状況になってしまっている。私鉄系のバスや市営バスで請け負っている事業者に確認するなど、他者でも受注できる状況を確認する必要があるのではないか。</p>	<p>A 民間バス会社の子会社に確認したが、他社までは請け負っていないとのことだった。また、過去受注した業者に問い合わせたが、手間が多く安定した利益がでないので、参入は困難とのことであった。また、他業種にも聞いたが、工事のノウハウ等課題があった。 このように難しい状況であるが、引続き事業者への声掛けなどにより努力を続けていきたいと考えている。</p>

	<p><議案5> (1者入札事案) 交通信号機 移設 工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 希望2者以外に8者指名をして10者指名した結果、1者を除いてすべて辞退し、辞退理由も形式的なものと思われるが、どのような事情があると考えるか。</p>	<p>A 希望した2者にヒアリングを行っており、他の工事との兼ね合いや作業員の確保が困難であったと聞いている。また、予定価格がそれほど高くなかったことも要因として考えられる。</p>
	<p>Q 今回は1カ所だけの発注であったが、例えば年間計画を立て複数工事をまとめた案件とするなど、発注方法を工夫することにより辞退者を防ぐことはできないのか。</p>	<p>A 通常であれば複数件をまとめて発注しているが、今回は事故防止のために急遽対策をとる必要があり、1件のみでの発注となった。</p>
	<p>Q 本機器が交通の妨げになるということは、当初設置時には予想できなかったのか。あるいは、設置後新たな事情が発生し、想定していなかった障害になったのか。</p>	<p>A 事故防止対策について、道路管理者等関係機関との連携に課題があったと考えている。今後は関係部署との連携を図り、安全対策に支障がないように努めていく。</p>
	<p><議案6> (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) 阿古復旧治山工事 [一般競争入札]</p>	
	<p>Q 治山工事が長期に渡っており、同じ事業者が落札する状況が続いているが、その中でも複数者が入札する年もあった。1者入札のときと複数入札のときの事情の違いはあるのか。</p>	<p>A 本工事は、年度ごとに工事個所が異なるだけで、状況の変化はない。辞退した事業者からも作業員の調達が困難との理由を聞いており、入札するかは各者の事情によるものと考えている。</p>
	<p>Q 本工事に下請事業者は入っているのか。また、下請に出す場合、島では事業者が限られていると思われるが、どのような事業者が下請になるのか。</p>	<p>A 本工事に下請事業者はいるが、今回の入札参加者でなく、内地の事業者である。なお、実際の従業員については、島内の場合も内地の場合もある。</p>

	<p>Q 技術者の配置が困難との辞退理由であるが、島の安全等を確保するためにも、島内における技術者の育成、あるいは内地の技術者との交流促進など、今後取り組んでいくことはあるのか。</p>	<p>A 事業者の育成は、これから島を安定的に守っていくために必要なことと認識している。まずは、事業者が能力を発揮できるよう、発注時期の平準化等できるところから取り組んでいく。</p>
	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>		

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和3年3月17日（水）～	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和2年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （定例審議案件、談合情報処理審査案件）について		
審議事項	定例審議の結果について次のとおり報告する。 （1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙2-1のとおり （2）審議概要について 別紙2-2のとおり		

令和2年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第1号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2)審議対象事案 令和元年度の7月1日から9月30日及び1月1日から3月31日までに契約した工事案件
 (3)事案抽出方針 令和元年度第2回東京都入札監視委員会において決定されたとおり
 ア 高額事案
 イ 高落札率事案
 ウ 1者入札事案
 エ 低入札価格調査事案
 オ 同一事業者による長期継続受注事案
 カ 社会的注目事案

2 審議対象事案

上記1により、次の4事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入調査対象	一者中止再発注	不調再発注
1	高額事案	下水道局	下水道局	31-03023	一般競争入札	設備工事	焼却設備	北多摩二号水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	令和元年7月5日	令和5年2月9日	事後	3,575,374	3,289,344	3,575,000	—	99.98	2	2	1	メタウォーター株式会社				
2	高落札率事案	港湾局	港湾局	31-00383	希望制指名競争入札	土木工事	道路舗装工事	令和元年度調布飛行場取付誘導路整備及びその他工事	令和2年1月20日	令和3年3月11日	事前	139,678	126,615	139,678	140,074	100.00	15	10	2	菊永建設株式会社				
3	1者入札の事案	財務局	財務局	31-00047	一般競争入札	設備工事	空調工事	都立大塚病院(31)改修空調設備工事	令和元年7月16日	令和5年8月8日	事後	3,356,584	3,088,057	3,322,000	—	98.96	1	1	1	三機工業株式会社				
4	同一事業者による長期継続受注事案	警視庁	警視庁	31-00161	希望制指名競争入札	土木工事	道路標示塗装	トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(2)	令和元年7月22日	令和元年11月5日	非公表	—	—	55,512	—	—	5	10	2	交通産業株式会社				

3 談合情報処理に係る審査事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七
 (2)審査対象事案 令和元年度第2四半期及び第4四半期に談合情報処理を行った事案

東京都入札監視委員会第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年2月15日(月) 都庁第一本庁33階特別会議室N6	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和元年7月1日～令和元年9月30日及び令和2年1月1日～令和2年3月31日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	2件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>(高額事案) 北多摩二号水再生センター汚泥焼却設備再構築工事 [一般競争入札]	
	Q 入札参加者を増やすための取組として、工事を分割して発注する等は検討しているか。	A 本工事に含まれるものには、一部分割して発注できる設備もあるが、一体で発注した方が合理的と判断し、今回は一括で発注している。
	Q 1者入札となった原因について、どのように分析を行っているか。	A 入札辞退者の辞退理由は、「技術者の配置が困難になった」というものであり、技術者不足が原因にあると考えている。 また、本件は特殊施設であるため、そもそも多数の企業が受注可能という性質のものではないという事情もある。 こうしたことを踏まえ、発注にあたっては技術者の配置がしやすいよう施工時期の平準化に取り組むほか、設計図書を丁寧に作り込み、できる限り入札に参加しやすい環境となるよう工夫している。
	Q 本件工事に先立って、公募型共同研究を行っているとのことだが、共同研究に参加していないと競争上不利になるということはないか。 また、本件工事の入札に参加しなかった共同研究者へは、その理由についてヒアリングを行ったか。	A 本件発注時には、当該共同研究で開発した焼却設備を採用するよう履行条件を付しているが、その内容は全入札参加者に提示しており、かつ共同研究者以外でも採用可能な内容であるため、競争上不利になることはない。 なお、入札に参加しなかった共同研究者へのヒアリングは行っていない。

<p>意見：引き続き、競争環境を整えるよう工夫されたい。</p> <p>また、辞退理由の確認だけでなく、公募型共同研究の参加者が入札に参加しなかった理由なども含め、入札参加者が少ないことの分析を行い、今後の発注に活かされたい。</p>	
<p><議案2> (高落札率事案) 令和元年度調布飛行場取付誘導路整備及びその他工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望15者から10者を指名したとのことであるが、どのような考え方で指名したのか。</p>	<p>A 指名基準に基づき指名を行っている。本件は、まず過去に優良な成績を収めた優先指名業者を選定している。次に、地理的条件を勘案して指名者を選定している。</p>
<p>Q 辞退理由として、「発注図書に不明確な部分があったため」というものがあるが、これについてどのように捉えているか。また、どこが不明確だったのか、辞退者にヒアリングをしているか。</p>	<p>A 仕様や履行内容は特別なものではなく設計図書にもしっかり表現しているが、空港内での施工というところが少し引っかけたのかもしれない。なお、手続き上、指名業者からの質問の機会を設けているが、本件においては質問はなかった。なお、本件においては辞退者へのヒアリングは行っていない。</p>
<p>Q 辞退理由として、「配置予定技術者の配置が困難になったため」というものが多い。建設業界では技術者不足が課題であると聞かすが、これに対してどのような工夫（取組）を行っているか。</p>	<p>A 限られた技術者を効率的に配置できるよう施工時期の平準化に取り組んでいる。</p>
<p>意見：「発注図書に不明確な部分があった」等の辞退理由もあったことから、これらについて必要に応じて辞退者にヒアリングを行うなどして分析し、次の発注に活かすよう取り組まれたい。</p>	
<p><議案3> (一者入札の事案) 都立大塚病院 (31) 改修空調設備工事 [一般競争入札]</p>	
<p>Q 本件空調設備の元施工者は今回の受注者か。</p>	<p>A そのとおりである。</p>

<p>Q 元施工者でないと施工しにくいということはあるか。</p>	<p>A 元施工者は、その他の事業者よりも施設情報を把握している部分はあると思う。 しかし、施工にあたり必要な情報は発注図書に詳細に記載しており、元施工者でなければ施工できない、或いは施工しにくいということはないと考えている。</p>			
<p><議案4> (同一事業者長期継続受注事案) トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(2) [希望制指名競争入札]</p>				
<p>Q 本件はなぜ単価契約なのか。</p>	<p>A 道路管理者やガス、水道等の企業者による工事が頻繁に行われており、予定していても施工できない箇所や、また予定外に施工が必要となる箇所もあることから単価契約としている。</p>			
<p>Q 多くの辞退者が辞退理由として「技術者の配置が困難になったため」と回答しているが、これを次にどのように活かしていく考えか。</p>	<p>A 技術者不足を受け、限られた技術者を有効に活用していただくため、施工時期の平準化に取り組んでいく。 今年度に同様の案件を発注するにあたっては、発注時期を2か月前倒しとする工夫を行っており、その効果もあつてか、応札者は本件よりも2者増えている。</p>			
<p>意見：引き続き、競争環境を整えるよう努められたい。</p>				
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			
<p>談合情報案件</p>	<p>項目</p>	<p>工 事</p>	<p>物品・業務</p>	<p>件数計</p>
	<p>談 合 情 報</p>	<p>0 件</p>	<p>2 件</p>	<p>2 件</p>
	<p>うち検討結果疑義</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>意見・質問</p>		<p>回 答</p>	
	<p><議案5></p>			
	<p>Q 談合情報検討委員会の判断については理解したが、その判断に至る理由の記載内容について分かりにくい表現となっている。こうした経緯や理由はきちんと資料として残しておくべき。</p>	<p>A 今後、資料を作成する際には表現等を工夫する。</p>		

	意見：今後、談合情報検討委員会において整理する資料については、より分かりやすい表現となるよう留意されたい。	
	<議案6>	
	<p>Q 2つの入札参加者の応札行動に同一の人物が関与したように見受けられる。 都では関連会社は同一の入札に参加してはいけないはずであり、そもそも参加資格の無い者が参加していたのではないか。</p>	<p>A 当該事業者へのヒアリングの結果、同一の下請事業者に見積りを依頼した可能性は言及されたが、談合への関与は否定しており、談合と断定できる確たる証拠はない。 なお、同一案件への入札参加を禁止している関連会社とは、親子会社の場合や役員が兼務している場合などであり、仮に入札参加者2者が同一の下請事業者に見積り依頼をしていたとしてもこれにあたるものではない。</p>
	<p>Q ヒアリングの結果、「同一の下請事業者に見積り依頼をした可能性がある」との言及があったが、実際に下請事業者が同一であったかは確認したのか。</p>	<p>A 当該入札参加者がどの下請事業者に見積り依頼をしたかは確認していない。 なお、事業者がどの下請事業者に見積り依頼をするかはそれぞれの事業者の自由な選択であり、仮に見積り依頼をした下請事業者が同一であったとしても、それが違法であるとか不正であるというものではない。</p>
	意見：当該入札参加者がどの下請事業者に見積り依頼を行ったかなどについて、可能な範囲で事実確認を実施しておくこと。	
委員会による報告又は意見の具申	談合情報処理は規定のルールどおりに行われているが、個々に付された意見への対応を求める。	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和3年3月17日（水）～	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果について		
審議事項	<p>定例審議の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）審議概要について 別紙3-1のとおり</p>		

令和2年度東京都入札監視委員会第1回制度部会（業界団体との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和3年2月19日（金）から令和3年3月5日（金） 書面開催
出席委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 堀田昌英 東北公益文科大学准教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美 （敬称略・計4名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	(1) 業界団体からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。 (2) 昨今の都の入札契約制度等に係る取組について都から報告を受けた。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「入札契約制度改革本格実施後の状況（2年経過）」について ・ 入札契約手続きにおける書類への押印の取扱いについて ・ 「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」について
委員からの意見等の概要	(1)-1 一般社団法人東京建設業協会からの要望 <ul style="list-style-type: none"> ① 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休2日の実現に向けた工期の適切な設定 ・ 「受注者希望型週休2日モデル工事」の試行拡大 ・ 週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数の引き上げ ② 入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の守り手を育成する入札契約方式の導入 ・ 総合評価方式の価格点算定における基準価格の算定式の見直し ・ 入札契約段階における工事の安全対策の推進 ・ 積算基準等の改善 ・ 設計変更等の対応改善 ・ 公共工事の代価の前金払における支払限度額及び割合の見直し ③ 生産性向上・建設DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類簡素化に資するモデル工事の導入 ・ 営繕工事における「工事情報共有システム」の導入 ・ 都発注工事の施工における行政手続きのデジタル化の推進 ・ 工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の支援 ・ CCUS（建設キャリアアップシステム）の普及促進 (1)-2 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札契約制度改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の事前公表案件の拡大について ・ 中小企業の発注について ・ 入札契約制度について

- ・ JV 結成義務化の撤廃について
- ・ JV 結成時の構成員の緩和について
- ② 働き方改革の推進
 - ・ 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について
 - ・ 入札時における積算内訳書の提出について

(1)-3 一般社団法人東京電業協会からの要望

- ① 厳しさを増しつつある経済環境下における建設業の経営基盤の強化について
 - ・ 安定的・持続的な工事発注量の確保について
 - ・ 分離発注の継続実施について
 - ・ 中小企業育成・支援策としての共同企業体結成時の加点に関わる総合評価方式適用案件について
- ② 働き方改革の着実な進展に向けた取組について
 - ・ 建設業における週休2日の実現について
 - ・ 関係書類の簡素化・削減について
 - ・ 受発注者間の協議・情報共有の迅速化にむけたワンデーレスポンスの規定化について
- ③ 持続可能な事業環境の整備に向けた適正な工期と平準化の取組について
 - ・ 発注・施工時期の平準化について
 - ・ 概成工期の取り扱いについて

(1)-4 一般社団法人東京都電設協会からの要望

- ① 分離・分割発注の堅持について
- ② 平成30年6月25日より本格実施となった入札契約制度の長期継続について
- ③ 週休2日制の実現について
- ④ 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について
- ⑤ LED照明のリース契約不採用の継続について
- ⑥ 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続について
- ⑦ 入札スケジュールの事前公表について

(1)-5 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望

- ① 工事発注量の維持継続について
- ② 分離発注方式維持継続について
- ③ 入札契約制度について
 - ・ 予定価格の「事後公表」について
 - ・ 「混合入札方式」について
- ④ 改正品確法に定める発注者の責務について
 - ・ 適切な工期の設定
 - ・ 適正な予定価格の算定
 - ・ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

※上記要望に対する都からの回答は、財務局HPに別途掲載

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの主な意見等

① 委員からの意見等

ICTの活用については初期費用の支援もさることながら、導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備が必要かと考えます。この観点から、現状に課題があれば伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

導入後も継続してICT施工を実施できる環境整備としては1. ICT活用工事の適用案件の増加、2. ICT施工を熟知した技術者の確保、の2点が必要かと思えます。

1は、ICT活用工事を単発ではなく、できる限り続けて受注できるような環境になれば、ICT建機類の購入(リース)を躊躇し、2は、発注者も含めてICT施工を熟知した人材(技術者)がいないと、ICT施工の活用が可能な現場であっても取組に消極的になってしまう側面があります。

これらのことから、官民連携した人材教育の場を設けるとともに、小規模工事でも活用できるよう、ICT活用工事の対象条件を見直し、できる限り多く発注していただきたいと思えます。

また、中小建設業者もICT施工を活用できるよう、情報プラットフォームやデータベースなど、DXに係るインフラの整備・構築を進めていただければと思えます。

② 委員からの意見等

建設関連業界の健全な維持・発展は、発注者にとっても重要な関心事であろうと考える。担い手確保・育成に向け、業界として最近どのように取り組んでいるのか、具体的な施策を伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

将来の担い手確保・育成に向けては、技能労働者の賃金アップをはじめ、総労働時間の短縮などの処遇改善や、学校や生徒への建設業の魅力PRなど、官民が連携して取り組んでいくことが必要です。そのような中で、建設業界で現在、技能労働者の処遇改善と、事業者の生産性向上に資する建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進に取り組んでおります。CCUSについて行政サービスのデジタル化と連携し、労務管理・安全管理等への利活用や書類削減など、利便性の向上に資するため、業界のインフラとして普及・定着することが重要であると考えておりますが、本システムの普及促進には、発注者である東京都のご理解とご協力が不可欠なことから、提案議題Ⅲ(5)に記載のとおり、入札契約制度等でのインセンティブ付与、現場運用に係る経費の一部負担など必要な措置を講じられるよう、予算を確保していただきたいと思えます。

【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】

担い手確保として、日本工学院専門学校、中央工学校のご協力の下、年に一度会員企業による合同企業説明会を行っています。また、入職後の育成について、年に2回(4月・9月)の新入社員研修を行っています。

令和2年度は助成金事業に参加し、中小建設業界のイメージアップを図る業界PR動画の作成・PRイベントの開催、働き方改革を支援するための個別コンサルティング、女性活躍・若年者の定着支援のための取組み、資格取得支援の取組みなどを行いました。

【一般社団法人東京電業協会からの回答】

担い手確保への取組として、学生に業界への理解を深めていただけるよう、理系大学生を対象に現場見学会の実施や、会員企業が合同で業界での仕事内容等を説明するフォーラムを開催するとともに、新たな取組として「企業情報紹介パンフレット」や「企業紹介動画」を作成しWeb上で公開する等、業界PR活動を展開しています。

また、担い手育成への取組として、電気工事士技能競技大会の開催や、CAD講習会、技術講習会等、キャリア(経験年数)や知識に応じた各種講習を開催し、電気工事の基礎知識から現場管理、資格受験に必要な知識の習得に向けたキャリアアップ講習等も実施する等、人材育成に取り組んでいます。

【一般社団法人東京都電設協会からの回答】

東京都職業能力開発センターでの講習会の開催や各公共施設に機関誌等の配布を行っています。また、同業他団体の主催する第二種電気工事技能試験の準備のための講習会に協賛、電気工事技能向上のための技能競技大会や各種講習会に協賛・協力等を行っています。

【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】

具体的な取組みとしては、工業高校に対する、「出前講座」「現場見学会」「インターンシップ」の実施。中小会員企業に対する「新入社員教育」、入社3年以内の会員企業社員に対する離職防止のための「フォローアップ教育」、技能者の技術レベルアップにつなげる「技能者レベルランク認定制度」等を行っています。

③ 委員からの意見等

このコロナ禍での工事の需給環境や人材の確保について、どのように認識されているのか伺いたい。

【一般社団法人東京建設業協会からの回答】

長引く感染症の影響により、都内の自治体では財政悪化の懸念が深まって

おり、来年度予算では用地取得費の削減、公共施設の整備延期が発表されており、民間企業では設備投資計画が半減するなど、都内の建設業を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、会員から売上・受注ともに減少しているとの声が寄せられております。

また、都内の公共・民間工事の発注状況や受注環境の変化を伺うと、「発注の延期・中止が多く、工事発注量が減少している」、「案件毎の競争が激しくなっている」、「落札率が低下し、適正な利益確保が難しくなっている」という声が多数上がっております。

こうしたことが背景にあり、全国的に建設業者の破綻が増え、また大手でも来年度の新卒採用に減少傾向が出てきているなど、業界全体で厳しい経営環境にある中、来年度の景気動向や国内工事量によって、倒産・廃業の増加や採用数の削減など、今後の事業継続・人材確保にも少なからず影響が出てくるものと考えております。

【一般社団法人東京都中小建設業協会からの回答】

一方でコロナ禍における都内の自治体は、財政悪化の懸念もあり、公共工事費は、来年度以降の予算削減が発表されています。また、民間工事も、公共工事と同じく予算が削減されており、都内中小建設業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。更には、工事発注量の減少によって受注確保の競争の激化し落札率が低下することから、適正な利潤確保が難しくなり経営環境も厳しくなると考えています。

【一般社団法人東京電業協会からの回答】

コロナ禍における工事の需給状況ですが、電気設備工事業では平均的に手持ち工事量は一定の水準を確保できているものの、新規受注環境はかなり厳しい状況となっています。

公共工事では、当初計画案件の発注延期等も見受けられますが、当初の予定発注量より微減で推移している程度で落ち着いている感があります。一方民間工事は、設備投資が大幅に減少し計画の中止が多く出ている状況です。

建設業全体の受注環境は、今後さらに厳しい状況になると懸念しています。

人材の確保については、採用予定者数は例年と変わりなく設定し、大手企業では採用者を確保できるとの見通しもありますが、中小企業においては人材の確保が厳しい状況にあります。

【一般社団法人東京都電設協会からの回答】

公共工事については、次年度予算前年比約1割減でコロナ禍において経済の下支えの役割を担ったものと理解しているが、民間工事は未定が多く事業者は不安を感じています。人材の確保は建設業全体の喫緊の課題で、特に、配線作業等を行うのに国家資格が要求される電気工事業界では、政府が打ち

出している外国人労働者の受入拡大政策も効果は限定的です。教育を含めた社会制度の再構築など、極めて長期的な視野に立ってこの問題に取り組む必要があると考えます。

【一般社団法人東京空調衛生工業会からの回答】

現時点ではさほど影響を受けておりませんが、社会環境の変化により今後は、従前の考え方とはかなり異なっており、民間発注者の投資動向の先行きなど不透明感が現れ、建築工事量の減少は避けられないと考えています。技術者の確保に関しては、企業経営の先行きなどを考慮しながらも現状ではほぼ確保できております。

④ 委員からの意見等

令和元年品確法改正、そして、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」改正において、施工時期の平準化を図るための施策として、繰越明許費・債務負担行為の活用以外に、「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表」も発注者の責務として明記されました（品確法第7条第1項第5号）。

財務局におきましては、他局と連携して、中長期的な発注の見通しの公表に向けた取組みをお願い致します。

【東京都からの回答】

中長期的な発注見通しについては、発注規模や発注業種などを公表することにより、事業者にとって技術者等の配置を計画的に行い、受注計画を立てるにあたっての重要な情報になり得る面があると認識しております。

しかし、一方で、数年先の発注見通しについては、関係機関協議や地元調整などにより変更されることも多く、公表することで事業者の混乱を招くことも懸念されます。

国は、中長期的な発注見通しとして、プロジェクト単位の事業概要を公表することとしていますが、技術者等の配置計画を立てるにあたっての有効な情報となり得るかどうかを検証する必要があると考えています。

引き続き、国や他自治体の状況に注視しつつ、業界団体等の意見も踏まえ、公表範囲の検討等を行ってまいります。

※委員からの上記以外の意見等は、財務局HPに別途掲載

[その他]

特になし